

内閣参質二一七第三五号

令和七年三月四日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出小枝淳子氏の日本銀行行政政策委員会審議委員としての妥当性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出小枝淳子氏の日本銀行政策委員会審議委員としての妥当性に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「審議委員となる小枝淳子氏に関して、ジェンダーバランスを考慮し、利上げを推進する金融政策を講じるための人事ではないかという世間の懸念」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、内閣としては、日本銀行の審議委員について、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第二十三条第二項の規定に基づき任命すべきものと考えている。小枝淳子氏の任命についても、こうした考え方の下、両議院に同意を求めることとし、その同意を得たところである。